

## 審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市指定特定非営利活動法人審査会
根拠法令等	川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例
設置年月日	平成24年7月1日
所掌事務	1 条例指定の申出のあった特定非営利活動法人の基準等への適否に係る審査 2 条例に定める基準、手続、その他の指定特定非営利活動法人に係る重要事項の調査審議 等
委員数	6人
委員の構成	学識経験者、中間支援組織構成員、税理士
会議公開・非公開	原則公開。ただし、特定非営利活動法人の審査に係る議事及び審査会が必要と認めたときは非公開。
非公開の理由	特定非営利活動法人の審査に係る議事については、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条第2号ア（公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの）にあたるため。
事務局担当課	市民文化局 コミュニティ推進部 市民活動推進課 電 話 044-200-3821 ファックス 044-200-3800
ホームページアドレス	「NPO法人関連」の「条例指定制度に関する手続きなどについて」のページ <a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/32-7-6-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/32-7-6-0-0-0-0-0-0.html</a>